

摂津市議会

# 議会運営委員会記録

平成30年6月7日

摂津市議会

## 議会運営委員会記録

### 1. 会議日時

平成30年6月7日(木) 午前 9時59分 開会  
午前10時26分 閉会

### 1. 場所

第一委員会室

### 1. 出席委員

委員長	南野直司	副委員長	増永和起	委員	檜村一臣
委員	森西正	委員	松本暁彦		
議長	藤浦雅彦	副議長	弘豊		
議員	中川嘉彦				

### 1. 欠席委員

なし

### 1. 説明のため出席した者

副市長 奥村良夫 総務部長 井口久和

### 1. 出席した議会事務局職員

事務局長	藤井智哉	同局参事兼局次長	岩見賢一郎		
同局次長代理	田村信也	同局総括主査	香山叔彦		
同局書記	西芝史成	同局書記	関正秀	同局書記	宮田瑠璃子

### 1. 案件

平成30年第2回定例会審議日程及び議事日程について

(午前9時59分 開会)

○南野直司委員長 ただいまから議会運営委員会を開会します。

まず、理事者から挨拶を受けます。

副市長。

○奥村副市長 おはようございます。

本日は、議会運営委員会を開催していただきましてありがとうございます。

来る6月12日から開催されます平成30年第2回摂津市議会定例会におきまして、報告案件5件、予算案件1件、人事案件1件、条例案件11件、その他案件3件、計21件の議案提出を予定いたしております。

それぞれの案件の概要につきましては、総務部長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○南野直司委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、松本委員を指名いたします。

それでは、第2回定例会の提出議案について、概略説明をお願いいたします。

総務部長。

○井口総務部長 おはようございます。

それでは、平成30年第2回市議会定例会提出案件の概略説明をさせていただきます。

なお、生産性向上特別措置法の施行期日を平成30年6月6日と定める、生産性向上特別措置法の施行期日を定める政令が6月5日に制定されましたことから、6月6日付で議案第52号、摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件を二次発送させていただきます。

本日は、同議案も合わせて説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

では、報告第1号は、摂津市税条例の一

部を改正する条例専決処分報告の件でございます。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律が平成30年4月1日から施行されることとなったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしたものでございます。

その主な内容といたしましては、法人市民税に関しましては、日本国内に本店または主たる事務所を持つ内国法人が合算課税の適用を受ける場合に、外国関係会社に対して課された我が国の所得税制等、地方法人税及び法人市民税の額のうち、合算対象とされた所得に対応する部分に相当する金額のうち、その内国法人の法人税及び地方法人税の額から控除し切れなかった金額を法人市民税の額から控除することとするものでございます。

固定資産税に関しましては、平成30年度評価替え基準年度におきまして、土地の価格の下落修正措置を継続し、適用期限を平成32年度まで3年延長するものでございます。

また、土地の税負担の調整措置につきましても継続し、適用期限を平成32年度まで3年延長するものでございます。

固定資産税の地域決定型地方税制特例措置、いわゆるわがまち特例につきましては、地方税法の改正により、固定資産税の課税標準額を法の範囲で軽減する割合を自治体が定めることができる対象といたしまして、バリアフリー改修がされた劇場や音楽堂に係る税額の軽減措置を創設したものでございます。

そのほか、地方税制に関する法改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、報告第2号は、損害賠償の額を定める専決処分報告の件でございます。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたものでございます。

本件の事故発生の状況につきましては、平成30年3月19日月曜日、午後2時55分ごろ、摂津市鳥飼下三丁目2番5号地先におきまして、公用自動車が相手方の駐車場ブロック塀に接触し、ブロック塀の一部を破損させたものでございます。

損害賠償の相手方につきましては、議案書のとおりでございます。

損害賠償の額は、13万4,460円で、全額、公益社団法人全国市有物件災害共済会から支払われるものでございます。

なお、平成30年5月16日に示談が成立いたしましたので、本定例会に専決処分の報告をさせていただくものでございます。

次に、報告第3号は、平成29年度摂津市一般会計繰越明許費繰越報告の件でございます。

本件は、平成29年度繰越額が確定いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書を調製し、ご報告申し上げます。

内容につきましては、款2総務費、項1総務管理費の市有財産管理事業で、金額102万円の全額を翌年度に繰り越すものでございます。

繰越額の財源内訳は、全て一般財源となっております。

款3民生費、項2児童福祉費の民間保育所等施設整備補助事業で、金額1億9,015万7,000円の全額を翌年度に繰り越すものでございます。

繰越額の財源内訳は、国庫支出金1億6,423万2,000円、一般財源2,59

2万5,000円となっております。

款9教育費、項2小学校費の小学校施設改修事業で、金額1億538万4,000円の全額を翌年度に繰り越すものでございます。

繰越額の財源は、国庫支出金835万9,000円、地方債9,700万円、一般財源2万5,000円となっております。

次に、報告第4号は、平成29年度摂津市水道事業会計予算繰越報告の件でございます。

本件は、平成29年度繰越額が確定いたしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により、繰越計算書を調製し、ご報告申し上げます。

内容につきましては、款1資本的支出、項1建設改良費の太中浄水場電気計装設備更新工事で、予算計上額4億9,416万7,000円の全額を翌年度に繰り越すものでございます。

繰越額の財源内訳は、企業債3億9,500万円、損益勘定留保資金9,916万7,000円となっております。

また、鳥飼送水所3号配水池耐震補強工事では、予算計上額2,100万円のうち、1,342万4,125円を繰り越すものでございます。

繰越額の財源内訳は、全て損益勘定留保資金となっております。

次に、報告第5号は、平成29年度摂津市下水道事業会計予算繰越報告の件でございます。

本件は、平成29年度繰越額が確定いたしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により、繰越計算書を調製し、ご報告申し上げます。

内容につきましては、款1資本的支出、項1建設改良費の三箇牧鳥飼雨水幹線建

設工事で、予算計上額2億6,421万7,000円のうち、2億5,041万7,000円を翌年度に繰り越すものでございます。

繰越額の財源内訳は、企業債1,880万円、国からの交付金1億2,310万円、工事負担金1億638万6,085円、損益勘定留保資金213万915円となっております。

次に、議案第37号は、平成30年度摂津市一般会計補正予算（第1号）でございます。

本件は、当初予算額338億1,400万円から、補正額1億269万4,000円を減額し、補正後予算額を337億1,130万6,000円とするものでございます。

内容につきましては、国の補正予算に伴い、平成29年度の補正予算で計上いたしました鳥飼北小学校屋内運動場改修事業につきまして、平成30年度歳入歳出予算から減額するほか、歳入では、吹田操車場跡地の土地売買に係る地中障害物撤去費用負担金及び財政調整基金繰入金を計上いたしております。

歳出では、地中障害物撤去補償金のほか、教育センターに係る修繕料を計上いたしております。

次に、議案第38号は、固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件でございます。

本件は、摂津市固定資産評価審査委員会委員の三並平義氏の死去に伴い、地方税法第423条第3項の規定に基づき、野口宏氏を選任し、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第39号は、製造請負契約締結の件でございます。

本件の契約の内容は、総合ネットワーク再構築業務で、契約の方法は随意契約、公募型プロポーザル方式でございます。

契約金額は、2億4,977万3,720円でございます。

契約の相手方は、大阪市福島区福島六丁目14番1号、株式会社大塚商会LA関西営業部同営業部長南英和でございます。

次に、議案第40号は、損害賠償の額を定める件でございます。

本件は、本市と近鉄不動産株式会社・大和ハウス工業株式会社・名鉄不動産株式会社共同企業体との間で締結いたしました土地譲渡契約に基づき、同共同企業体が実施した埋蔵文化財調査により発現した地中障害物の撤去費用を支払うものでございます。

次に、議案第41号は、大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議の件でございます。

本件は、大阪広域水道企業団の共同処理する事務に、泉南市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、田尻町及び岬町に係る水道事業の経営に関する事務を追加すること、並びにこれに伴う大阪広域水道企業団規約の一部を変更することに関し、関係市町村と協議を行うため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第42号は、摂津市山田川運動広場条例制定の件でございます。

本件は、山田川運動広場を公の施設の屋外体育施設とし、指定管理者制度を導入して供用開始するため、条例を新規制定するものでございます。

なお、施行日は平成31年4月1日としております。

次に、議案第43号は、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、地方自治法施行規程の改定に伴い、項ずれしている引用条文を整理するものでございます。

なお、施行日は公布の日としております。

次に、議案第44号は、摂津市立体育館条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、体育施設利用者の利便性向上のため、鳥飼体育館の第2体育室において、現在、個人使用に限定している使用時間について、団体の使用も可能とするものでございます。

なお、施行日は平成31年4月1日としております。

次に、議案第45号は、摂津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴うもので、放課後児童支援員の基礎資格等について、一定の実務経験があり、かつ市長が適当と認めた者に拡大するものでございます。

また、基準省令で、学校教育法の規定により、学校の教諭となる資格を有する者を放課後児童支援員の基礎資格として規定していたものを、教員免許の更新を受けていない場合を明確にし、有効な教員免許を取得した者を対象とする規定に改正するものでございます。

なお、施行日は公布の日としております。

次に、議案第46号は、摂津市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例及び摂津市重度障害者の医療費の助成に関する

条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、所得税法の改正に伴い、引用している用語が改正されたため、条例についても改正するものでございます。

なお、施行日は公布の日としております。

次に、議案第47号は、摂津市立自動車駐車場条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、自動車駐車場の料金制度の改正を行うもので、市の歳入となる自動車駐車場の使用料金制を、指定管理者の収入となる利用料金制に改正するものでございます。

なお、施行日は平成31年4月1日としております。

次に、議案第48号は、摂津市立自転車駐車場条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、自転車駐車場の料金制度の改正を行うもので、さきの自動車駐車場と同様に、使用料金制を利用料金制に改正するものでございます。

なお、施行日は平成31年4月1日としております。

次に、議案第49号は、摂津市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、介護保険法施行令の改正に伴い、介護保険制度の所得段階の判定に、現行の合計所得金額等から租税特別措置法に規定されている長期譲渡所得、または短期譲渡所得に係る特別控除額を控除して得た額を用いることとするものでございます。

なお、施行日は平成30年8月1日としております。

次に、議案第50号は、摂津市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護

予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、介護保険法施行規則の改正に伴い、厚生労働省令で定める基準が改正され、同基準と同様に看護小規模多機能型居宅介護事業者として指定を受けることができる者を本条例に追加するものでございます。

なお、施行日は公布の日としております。

次に、議案第51号は、摂津市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、介護保険法施行規則の改正に伴い、平成29年改正の介護保険法施行規則の経過措置が平成31年3月31日、または平成32年3月31日までは経過措置の対象となるものを、更新研修を修了しているとみなす規定であったものを、経過措置期間内に何らかの理由で更新研修を修了しなかった場合についても遡及して無資格であったことにならないようにするものでございます。

なお、施行日は公布の日としております。

最後に、議案第52号は、摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、生産性革命・集中投資期間中における中小企業の生産性革命を実現するための臨時、異例の措置として、生産性向上特別措置法の規定により、市町村が主体的に作成した計画に基づき行われた中小企業の一定の設備投資について、固定資産税をゼロにまで軽減することを可能にする3年間の時限的な特例措置を創設するものでございます。

なお、施行日は公布の日としております。

以上、平成30年第2回定例会提出案件の概略説明とさせていただきます。

○南野直司委員長 説明が終わりました。この際、何か質問があれば、お受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司委員長 質問がないようですので、理事者の皆さんは退席いただいて結構です。

暫時休憩いたします。

(午前10時18分 休憩)

(午前10時21分 再開)

○南野直司委員長 それでは再開します。

それでは、第2回定例会の審議日程及び議事日程につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

香山総括主査。

○香山事務局総括主査 第2回定例会の審議日程等の事務局案について、お手元の資料に基づき、説明いたします。

まず、1ページ目の審議日程につきまして、会期は6月12日から6月28日までの17日間でございます。

本会議初日の6月12日は、付託案件について提案理由の説明、質疑、委員会付託、並びに即決案件の審議でございます。また、この日の午後5時15分が議会議案の届け出締め切りでございます。

6月13日が文教上下水道及び民生常任委員会、6月14日が総務建設常任委員会と常任委員会予備日、6月15日が常任委員会予備日、6月19日が駅前等再開発特別委員会でございます。また、6月14日の正午が一般質問の届け出締め切りでございます。

なお、6月13日の文教上下水道常任委員会終了後に、文教上下水道常任委員協議会が予定されています。

6月25日が議会運営委員会、6月27日は本会議で一般質問、翌6月28日は本会議最終日で、一般質問の後、付託案件の委員長報告、採決の後、議会議案の審議となっております。

また、本会議終了後の議会運営委員会は、次の第3回定例会の審議日程の仮決定をお願いするものでございます。

以上が、審議日程案でございます。

続きまして、2ページ目からの議事日程について説明申し上げます。

まず、6月12日につきましては、日程1が議席指定の件でございます。

これは、本会議開会場所を臨時的に市役所新館7階講堂としておりましたが、本来の本館3階議場で開会することにより、新たに議席を指定する必要があるものでございます。

日程2は、会期の決定でございます。

日程3は、議案第38号、固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求め、先ほどの協議会での態度表明をもとに、簡易採決と備考欄に記載いたします。

日程4は、議案第37号など13件で、一括して提案理由の説明、質疑を受けた後、所管の委員会に付託でございます。

日程5は、報告第1号で、報告を受けていただいた後、即決でございます。

日程6は、報告第2号など4件で、一括して報告を受けていただきます。

日程7は、議案第39号、製造請負契約締結の件で、即決でございます。

日程8は、議案第40号、損害賠償の額を定める件で、即決でございます。

日程9は、常任委員会の所管事項に関する事務調査報告の件で、総務建設、文教上下水道、民生常任委員会の委員長から、閉

会中の事務調査につきまして、本会議で報告いただくものでございます。

3ページ、6月27日については、一般質問でございます。

6月28日については、日程1、一般質問の後、日程2、議案第37号など、委員会付託案件の13件を一括上程の上、委員長報告、採決となります。

以上が、議事日程でございます。

その次におつけしております議案付託表でございますが、ごらんとおり、総務建設、文教上下水道、民生の各常任委員会及び駅前等再開発特別委員会で審査をお願いする案件でございます。

最後におつけしております所管別分割表につきましては、議案第37号、平成30年度一般会計補正予算（第1号）について、付託された委員会で審査をお願いする内容でございます。

以上、事務局案の説明といたします。

○南野直司委員長 ただいま、事務局から説明がありましたとおりでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○南野直司委員長 それでは、そのように決定をいたします。

次に、報告事項がありますので、事務局から説明をお願いいたします。

香山総括主査。

○香山事務局総括主査 6月12日の本会議に関して、ご報告をいたします。

議場の理事者席の一部変更についてでございます。

人事異動に伴い、今回、議場の理事者席について一部変更しておりますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○南野直司委員長 それでは、説明のとお



り、よろしくお願ひいたします。  
以上で、本委員会を閉会いたします。  
(午前10時26分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

議会運営委員長 南野直司

議会運営委員 松本暁彦